追加資料

○第５回療養病床の在り方等に関する検討会について（P1）

○療養病床実態調査について（P5）

○療養病床実態調査データの分析について（P10）

○他県との患者流出入について（P１２）

第５回療養病床の在り方等に関する検討会について

提示された論点等

第5回検討会（H27.11.27）資料をもとに作成

受け皿

生活の場としての「新たな施設類型」

（介護療養病床や医療療養病床（25対1）の移行先の選択肢として、介護老人保健施設等以外に提案）

- 医療を内包した施設類型（内包型）
- 医療を外から提供する「住まい」と「医療機関」の併設類型（併設型）

○ いずれの施設にも、適切な介護サービスを提供

○ 「住まい」の機能の強化
「生活様式への配慮」
「プライバシーの尊重」
「家族や地域住民との交流が可能な環境」等

○ 必要な医療サービス
「日常的な医学管理程度の医療」
「夜間・休日における医療」
「看取り・ターミナルケア」
「生活機能を維持向上するためのリハビリ」等

これらに応じた、適切な構造設備や人員配置（夜間・休日の宿直体制を含む）が求められる。

入所者

入所者像

・日常的な医学的管理を長期にわたり継続して必要とし、かつ一定程度の介護が必要な人
・基礎疾患の症状が重いなど医療の必要性が高いなどの理由で、容態が急変するリスクを抱えている人
・医療の必要性の程度は多様だが、容態が比較的安定している人

資料1－1

第５回療養病床の在り方等に関する検討会
資料１－１（平成27年11月27日）

新たな選択肢の骨格に関する論点について

1. 基本的な考え方（現行の利用者像と求められる機能）

○　新たな施設類型の選択肢を検討するに当たっては、まず、新たな選択肢が想定する利用者像と、それに即した機能（サービス）を検討することが必要。

≪現行の介護療養病床・医療療養病床（看護人員配置が診療報酬上の基準で25対１のもの）の利用者像のイメージ≫

・　現行の利用者の平均年齢は、介護療養病床、医療療養病床（25対1）のいずれにおいても80歳強であり、僅かながら、医療療養病床（25対1）においては40歳未満の者も存在しているものの、高齢者が大宗を占める。

　また、介護の必要性について、医療療養病床（25対1）においては、要介護申請を行っていない者がいるものの、これらを除けば、介護療養病床を含め、要介護度４以上の者が大宗である。これらが新たな類型の利用者のイメージとなると考えられる。

・　平均在院日数は、特に介護療養病床において長期にわたっており、介護療養病床においては死亡退院が最も多く、医療療養病床（25対1）においても自宅退院に次いで死亡退院が多い。

・　医療の必要性について、介護療養病床や医療療養病床（25対１）では、医療療養病床（20対１）よりも、医療の必要性が比較的低い者を受け入れている。また、こうした医療の必要性が低い者の中でもその病態は様々で、日常的な医学的管理に加えて、容体が急変した場合の処置等を必要とするリスクを抱える者もいると考えられる。

○　また、現行の介護療養病床及び医療療養病床（25対１）が長期療養の場となり、そこで亡くなる者が多いことに鑑みると、新たな類型には、

・　利用者の生活様式に配慮し、長期に療養生活を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重、家族や地域住民との交流が可能となる環境整備など「住まい」の機能

・　経管栄養や喀痰吸引等の日常生活上必要なケア等の一定の医療処置や、充実した看取りやターミナルケアを実施する体制

が求められるのではないか。

2. 新たな選択肢に関する論点

○　新たな選択肢を考えるに当たっては、「住まい」の機能の強化を中心とすると、

・　医療を内包した施設類型
・　医療を外から提供する、「住まい」と医療機関の併設類型

等の類型が考えられる。

○　その際、新たな類型で中心的に想定される利用者像としては、

・　日常的な医学的管理を長期にわたり継続して必要とし、かつ、一定程度の介護も必要となる者
・　基礎疾患の症状が重いなど医療の必要性が高い等の理由により、容体が急変するリスクを抱える者
・　医療の必要性の程度が多様だが、容体は比較的安定している者

など、一定程度、幅のある状態を想定すべきと考えられる。

○　その上で、それぞれの利用者像を受け入れる類型として、具体的に、どのような医療機能や、介護機能を持たせるべきと考えられるか。

≪医療機能の例≫

・　日常的な医学的管理程度の医療
・　夜間・休日における医療
・　看取り・ターミナルケアを行う機能
・　生活機能の維持向上のためのリハビリテーション　等

≪必要なサービス提供体制の例≫

・　夜間・休日における当直体制
・　想定される中心的な状態に応じた医療に関する人員・設備
・　「住まい」としての構造設備

≪介護機能の例≫

・　適切な介護サービス（入浴、排泄、食事等）　等

新たな類型を構成する「医療」「介護」「住まい」の視点の例

住まい機能の強化

- 医療を内包した施設類型
- 医療を外から提供する、住まいと医療機関の併設類型

想定される利用者像

- 日常的な医学的管理を長期にわたり継続して必要とし、かつ、一定程度の介護も必要となる者
- 基礎疾患の症状が重いなど医療の必要性が高い等の理由により、容体が急変するリスクを抱える者
- 医療の必要性の程度は多様だが、容体が比較的安定している者

提供される医療機能

- 日常的な医学的管理程度の医療
- 夜間・休日における医療
- 看取り・ターミナルケアを行う機能
- 生活機能の維持向上のためのリハビリテーション

必要なサービス提供体制

- 夜間・休日における当直体制
- 想定される中心的な状態に応じた医療に関する人員・設備
- 「住まい」としての構造設備

提供される介護機能

- 適切な介護サービス（入浴、排泄、食事等）

（案）

２７高医政第　　号
高医発第　　号
平成２７年１２月○日

療養病床を有する病院診療所の開設者　様

高知県健康政策部長　　山本 治（公印省略）
（一社）高知県医師会会長　岡林 弘毅（公印省略）

療養病床実態調査について（依頼）

初冬の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
貴施設におかれましては、平素より本県の医療提供体制の確保及び質の向上にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年制定された医療介護総合確保推進法に基づく医療法改正に伴い、都道府県において、将来における医療提供体制のあるべき姿を示す「地域医療構想」を策定することとされました。このため、県医師会では昨年１１月に「地域医療ビジョン対策委員会」（以下「ビジョン委員会」）を設置して多くの病院関係団体にも参画いただいて、医療現場の意見を地域医療構想に反映できるよう議論を進めているところです。また、県においては高知県医療審議会医療計画評価推進部会の下に「高知県地域医療構想策定ワーキンググループ」（以下「構想ＷＧ」）を設置し、8 月 12 日に第１回構想ＷＧを開催して本県における地域医療構想の検討を進めているところです。

地域医療構想では 2025 年（平成 37 年）における高度急性期から慢性期までの病床機能ごとに必要病床数を推計することとなっていますが、特に慢性期機能をはじめとして現状よりも大幅に少ない病床数となることが見込まれます。
一方、地域医療構想は地域の実情に応じて、医療機関の自主的な機能分化・連携の取組みが基本であるとともに、将来の慢性期医療や介護を必要とする方々の状態や生活の質の向上に応じた適切な療養環境を確保していく必要があることから、ビジョン委員会や構想ＷＧでは、まず現在の療養病床に入院している患者さんの実態を把握して地域医療構想の検討を進める必要があるとのご意見をいただいています。

このため、県において、療養病床に現在入院している患者さんの状態、所得、家族の状況、提供されている医療や看護等の内容について実態調査を行い、医療・介護の関係者と現状を共有した上で地域医療構想の検討に反映していくこととしました。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐れ入りますが、別添の調査票等にご記入のうえ、ご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

（回答方法については、下記及び別紙の調査票等をご参照下さい。）

いただいたご回答については、集計・分析作業をすすめ、ビジョン委員会及び構想ＷＧにおける地域医療構想の検討に活用させていただきます。

持続可能で質の高い地域医療の提供体制を確保し、県民が住み慣れた地域で健やかで安心して暮らしていくことのできる「日本一の健康長寿県」を目指すため、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

１　対象

平成 27 年 12 月 11 日（金）0 時現在、療養病床に入院されている全ての患者

２　提出物

①患者票：1 患者につき１枚

②療養病床実態調査アンケートについて（回答）：１施設につき１枚

３　提出方法

上記の①、②をまとめて同封の返信用封筒で郵送をお願いします。

４　提出期限

平成 28 年 1 月 7 日（木）必着

５　問い合わせ・送付先

〒780-8570　高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
高知県健康政策部　医療政策課　伴・久米
Tel:　(088)823-9625
FAX:　(088)823-9137
E-mail:　131301@ken.pref.kochi.lg.jp

以上

平成　　年　　月　　日

療養病床実態調査アンケートについて(回答)

このことについて、別添患者票を送付いたします。

(1)医療機関名	
(2)電話番号	
(3)所在地	
(4)記入者　(職・氏名)	

療養病床アンケート調査集計表結果

療養病床数	医療療養病床	床
	うち回復期リハビリテーション病棟	床
	うち地域包括ケア病棟	床
	介護療養病床	床

入院患者数(*)	医療療養病床	人	患者票枚数	枚
	うち回復期リハビリテーション病棟	人	患者票枚数	枚
	うち地域包括ケア病棟	人	患者票枚数	枚
	介護療養病床	人	患者票枚数	枚

＊平成27年12月11日午前0時現在の貴医療機関の入院患者数を記入ください。

○療養病床について、今後新たに回復期リハ病棟又は地域包括ケア病棟の届出を行う予定の有無

予定あり	予定なし	未定

○療養病床について、介護保険施設等への転換予定の有無

予定あり	予定なし	未定

○ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

(例えば、看護師配置基準を上回る配置をされているなどの特記事項があれば記載)

療養病床アンケート調査　　【患者票】

○療養病床入院患者の状態等について

平成27年**12月11日午前0時現在**の貴医療機関の入院患者のうち、療養病床の全患者、１人につき１枚ずつ記入してください。なお、できるだけ不明の回答が少なくなるよう、必要に応じて本人・家族等に確認して記入をお願いします。

（１）患者の基本情報を記入してください。

01　生年月	1.明治　2.大正　3.昭和　4.平成　　年　　月
02　性別	1.男　2.女
03　市町村名 (保険者名又は住所地)	
04　生活保護の有無	1.有　2.無
05　入院病床	1.医療療養病床（a.回復期リハビリテーション病棟、b.地域包括ケア病棟、c.左記以外） 2.介護療養病床

（２）患者の心身の状況（以下の06～12について、それぞれあてはまるもの**１つに**○をつけてください。）

06 医療区分	1.医療区分１　2.医療区分２　3.医療区分３　4.未実施
07 ＡＤＬ区分	1.ＡＤＬ区分１　2.ＡＤＬ区分２　3.ＡＤＬ区分３　4.未実施
08 要介護状態等区分	1.認定されていない　2.要支援１・２ 3.要介護１　4.要介護２　5.要介護３　6.要介護４　7.要介護５　8.不明
09 認知症高齢者の 日常生活自立度	1.自立　2.Ⅰ　3.Ⅱ　4.Ⅱa　5.Ⅱb　6.Ⅲ　7.Ⅲa　8.Ⅲb　9.Ⅳ　10.M 11.不明・未実施
10 障害高齢者の 日常生活自立度	1.自立　2.Ｊ１　3.Ｊ２　4.Ａ１　5.Ａ２　6.Ｂ１　7.Ｂ２　8.Ｃ１　9.Ｃ２ 10.不明・未実施
11 入院経路	1.一般病床　2.医療療養病床　3.介護療養病床 4.介護老人保健施設　5.介護老人福祉施設　6.有料老人ホーム 7.軽費老人ホーム（ケアハウス）　8.認知症高齢者グループホーム 9.サービス付き高齢者住宅　10.自宅　11.その他（　　）　12.不明
12 問11で１～３と回答された方 の前の医療機関での入院日数	日　・　不明

（３）家庭等の状況（以下の13～16について、それぞれあてはまるもの**１つに**○をつけてください。）

13 世帯の状況	入院時	1.単身世帯　2.高齢者のみの世帯(単身世帯を除く。)　3.その他の世帯 4.不明
	現在	1.単身世帯　2.高齢者のみの世帯(単身世帯を除く。)　3.その他の世帯 4.不明
	住居の状況	1.なし　2.自宅（借家を含む。）　3.介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等からの一時的な入院　4.その他　5.不明
14 自宅での介護者の有無	1.日中夜間とも介護できる人がいる 2.日中のみ介護できる人がいる　3.夜間のみ介護できる人がいる 4.日中夜間ともに介護できる人がいない（介護者が病期等により介護できない場合も含む。） 5.その他・不明	
15 自己負担等の区分 （所得状況等）	医療療養病床	1.低所得Ⅰ　2.低所得Ⅱ　3.一般　4.現役並み所得者 5.その他
		自己負担分に対する公費負担　1.有　2.無
	介護療養病床	1.利用者負担第１段階　2.利用者負担第２段階 3.利用者負担第３段階　4.利用者負担第4段階
16 患者家族が望む療養環境	1.一般病床　2.医療療養病床　3.介護療養病床　4.介護老人保健施設　5.介護老人福祉施設 6.有料老人ホーム　7.軽費老人ホーム（ケアハウス）　8.認知症高齢者グループホーム 9.サービス付き高齢者住宅　10.自宅　11.その他（　　）　12.不明	

（４）患者に提供している医療等の内容

（以下の17,18,19について、**あてはまるものすべてに**○をつけてください。20については、数字の記載をお願いします。）

17 提供されている医療処置等の内容　(前月に行われた処置。5、6及び7については、すでに行われたものを含む。)

1.吸痰吸引　2.経管栄養（胃ろうを除く）　3.モニター測定　4.酸素療法　5.気管切開 6.人工肛門　7.胃ろう　8.膀胱カテーテル　9.中心静脈栄養　10.点滴 11.褥瘡処置（Ⅲ度以上）　12.疼痛管理　13.透析　14.その他（　　）

18　問17のうち夜勤時間帯（午後10 時から翌日の午前５時まで）でも提供されている医療処置等の内容

1.吸痰吸引　2.経管栄養（胃ろうを除く）　3.モニター測定　4.酸素療法　5.気管切開 6.人工肛門　7.胃ろう　8.膀胱カテーテル　9.中心静脈栄養　10.点滴 11.褥瘡処置（Ⅲ度以上）　12.疼痛管理　13.透析　14.その他（　　）

19　平成27年11月1日から30日の間で行われた緊急の検査や処置　（１度でもあれば選択、定期検査は除く。）

1.生化学検査　2.血算　3.尿一般沈さ　4.検体培養　5.その他検体検査 6.12誘導心電図　7.超音波検査　8.その他生体検査 9.レントゲン撮影　10.ＣＴ撮影　11.ＭＲＩ撮影　12.その他画像診断 13.抗生剤点滴　14.手術　15.麻酔　16.放射線治療　17.病理診断 18.その他（　　）

20 提供されているリハビリの量・種類（例：呼吸器リハ、運動器リハ等）

（　　）単位/日	（　　）リハ

（５）転出準備状況について（以下の21～23について、それぞれあてはまるもの**１つに**○をつけてください。）

21 退院支援担当者（MSW、Ns等）が適当と考える療養環境

1.一般病床　2.医療療養病床　3.介護療養病床　4.介護老人保健施設　5.介護老人福祉施設 6.有料老人ホーム　7.軽費老人ホーム（ケアハウス）　8.認知症高齢者グループホーム 9.サービス付き高齢者住宅　10.自宅　11.その他（　　）　12.不明	
＜理由＞	

22 退院先の予定

1.調整中　2.転院待ち　3.入所待ち　4.なし

23 問22で１～３と回答された方の行き先

1.一般病床　2.医療療養病床　3.介護療養病床　4.介護老人保健施設　5.介護老人福祉施設 6.有料老人ホーム　7.軽費老人ホーム（ケアハウス）　8.認知症高齢者グループホーム 9.サービス付き高齢者住宅　10.自宅　11.その他（　　）　12.不明

＜参考＞
入院患者さんの入院理由をわかる範囲で選んでください。
(複数回答可)

A.疾病の急性期状態が安定したため B.機能訓練・リハビリテーションが必要なため C.疾病が急性発症又は急性憎悪したため D.継続的高度な医療管理が必要なため E.在宅療養でも対応できるが家族が介護困難又は不在のため F.在宅医療でも対応できるが現在の住まいでは生活が困難であるため G.在宅療養でも対応できるが必要な在宅医療及び介護サービスが確保できないため H.それ以外の理由で本人または家族が強く希望するため

療養病床実態調査データの分析について（案）

第１　平成１８年度調査の結果と比較します。

第２　全ての項目ごとの相関をみます。

第３　「医療区分」「ＡＤＬ区分」のマトリックス（行列）別に他の項目の相関をみます。

第４　特に次の事項について着目して分析します。

１　＜医療区分ごとの患者の分析＞

（１）「医療区分」に着目

医療区分について、次の項目との相関をみます。

①　「ＡＤＬ区分」

②　「世帯の状況」

③　「要介護状態等区分」

④　「自宅での介護者の有無」

⑤　「患者家族が望む療養環境」

⑥　「退院支援担当者が適当と考える療養環境」

（２）「提供されている医療処置等の内容」に着目

医療処置の内容等別に、次の項目との相関をみます。

①　「医療区分」及び「ＡＤＬ区分」

②　「夜勤時間帯でも提供されている医療処置等の内容」

③　「30 日の間で行われた緊急の検査や処置」

（３）「提供されているリハビリの量・種類」に着目

リハビリを受けている患者について、「医療区分」及び「ＡＤＬ区分」との相関をみます。

2　＜医療以外の要因について＞

（１）「所得状況等」に着目

自己負担等の区分ごとに、次の項目との相関を比較します。

①「医療区分」及び「ＡＤＬ区分」

②「患者家族が望む療養環境」

③「退院支援担当者が適当と考える療養環境」

④「世帯の状況」

⑤「自宅での介護者の有無」

（２）「自己負担分に対する公費負担の有無」に着目

有である患者の「医療区分」及び「ＡＤＬ区分」との相関をみます。

（３）「生活保護の有無」に着目

有である患者の「医療区分」及び「ＡＤＬ区分」との相関をみます。

3　＜入院患者から見る市町村の状況＞

（１）「市町村名（住所地）」に着目

市町村名ごとに、

①『入院医療機関の市町村名』と比較し市町村（又は 2 次医療圏）を越えて入院している患者を集計します。

②「医療区分」及び「ＡＤＬ区分」

③「入院経路」

④「患者家族が望む療養環境」

＊　市町村別の医療機関及び介護施設等を資料として分析

4　＜患者に必要な機能＞

医療・介護・生活支援等の領域において、それぞれどのような機能が受け皿や地域に求められるかを分析し推計していきます。

5　＜患者家族や退院支援担当者の認識＞

「患者家族が望む療養環境」と「退院支援担当者が適当と考える療養環境」との相違の有無に着目します。

第５　各項目の分析において、必要に応じ個票による分析を行います。

平成27年9月18日
厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

医政地発 0918 第 1 号
平成 27 年 9 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（　公　印　省　略　）

地域医療構想策定における患者流出入を踏まえた
必要病床数推計の都道府県間調整方法について

各都道府県における地域医療構想の策定については、医療法施行規則（昭和23 年厚生省令第 50 号）、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行について」（平成 27 年 3 月 31 日付医政発第 0331 第 9 号）及び「地域医療構想策定ガイドライン等について」（平成 27 年 3 月 31 日付医政発 0331 第 53 号）の別添 1 「地域医療構想策定ガイドライン」に基づき行うこととなっている。地域医療構想において都道府県が定める、構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された病床の機能区分ごとの将来の必要病床数等について、算定の基礎となるデータは、厚生労働省が示し、これを基に都道府県が算定することとしている。

その際、都道府県間の供給数の調整について、8 月 20 日に行われた都道府県との意見交換会及びその後いただいた意見を踏まえ、具体的な調整方法を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、この調整方法を踏まえ、将来のあるべき医療提供体制について、関係する都道府県と協議を進めるようお願いする。

なお、これは今年度中に地域医療構想を策定することを念頭において定めており、各都道府県の実情を踏まえて、適宜、都道府県間調整を行われたい。また、当該都道府県間の合意により、下記によらず調整を行うことも差し支えない。

記

1．必要病床数の推計においては、患者住所地の医療需要を基本として定めることとする。ただし、4 機能別かつ二次医療圏別の 2025 年の流出入表において、流出又は流入している医療需要が 10 人未満の場合は都道府県間調整の対

象外とし、医療機関所在地における10人未満の医療需要については、自都道府県の医療需要として算出し、患者住所地における10人未満の医療需要については、自都道府県の医療需要として算出しない。

なお、医療需要の算出にあたっては、地域医療構想策定支援ツールの2025年度4機能別医療需要流出入表（二次医療圏別及び都道府県別）において小数点以下第1位を四捨五入する。（必要病床数の算出にあっても同様とする。）

2．現状（医療機関所在地）の他都道府県の患者数を前提とした医療提供体制を維持（又は、一部維持）したいと考える都道府県が、流入の相手都道府県に対して、協議を持ちかけることとする。（一方、必要に応じて、流出都道府県から流入都道府県に協議を持ちかけてもよい。）

3．協議においては、両都道府県は、例えば、患者・住民へのヒアリングの結果、患者の受療動向等のデータ、それぞれの案を実行した場合の患者・住民への医療サービスや財政的な影響等について検討した結果を、お互いに示すこととする。また、両都道府県は、病床の整備に関する計画等の進捗状況を必要に応じて示すこととする。こうした協議を行うことにより、いずれの都道府県の計画が、より実効性が高いかを両都道府県で判断し、調整を行うこととする。

なお、地域医療構想策定支援ツールで用いたデータと同等かつより詳細なデータを用いて協議を行っても良い。

4．平成27年12月を期限に協議を行うこととし、期限までに調整できない場合には、調整の対象となっていた医療需要は、医療機関所在地の医療需要として算出する。

平成27年9月18日
厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

地域医療構想の必要病床数の都道府県間調整における調整する病床数の算出方法(具体的手順例)

① 地域医療構想策定支援ツールの2025年度4機能別医療需要流出入表(都道府県別)を用いて、協議する相手県とのクロス表を作成し、相手県と流出入している医療需要を把握する。

高度急性期		医療機関所在地	
		A県	B県
患者住所地	A県	1000	50
	B県	90	800

○高度急性期で、A県からB県へ流出している医療需要は、50(人/日)である。
また、B県からA県へ流出している医療需要は、90である。

② 地域医療構想策定支援ツールの2025年度4機能別医療需要流出入表(二次医療圏別)を用いて、協議する相手県とのクロス表を作成し、都道府県間調整の対象外となる医療需要を算出する。

高度急性期			医療機関所在地									
			A県					B県				
			ア医療圏	イ医療圏	ウ医療圏	エ医療圏	オ医療圏	カ医療圏	キ医療圏	ク医療圏	ケ医療圏	コ医療圏
患者住所地	A県	ア医療圏	1000					20	※	0	0	0
		イ医療圏						15	※	0	0	0
		ウ医療圏						※	0	0	0	0
		エ医療圏						0	0	0	0	0
		オ医療圏						0	0	0	0	0
	B県	カ医療圏	30	15	0	0	0	800				
		キ医療圏	20	※	0	0	0					
		ク医療圏	※	0	0	0	0					
		ケ医療圏	※	0	0	0	0					
		コ医療圏	※	0	0	0	0					

調整の対象外
(A県の医療需要)

調整の対象外
(B県の医療需要)

(※は、地域医療構想策定支援ツールにおいて、非表示となっている10未満の医療需要を表す。)

○A県からB県へ流出している医療需要50のうち、ウ医療圏からカ医療圏、ア医療圏からキ医療圏、イ医療圏からキ医療圏へ流出している医療需要は、10未満(※)であり、都道府県間調整の対象外とし、B県の医療需要とする。

○具体的には、A県からB県へ流出している医療需要50より、ア医療圏からカ医療圏へ流出している医療需要20、及び、イ医療圏からカ医療圏へ流出している医療需要15を引くことで、調整の対象外として医療機関所在地であるB県の医療需要とする15を算出できる。(50−20−15=15)
(なお、B県の医療需要となる15の医療圏別の内訳は非表示となっているため、B県において人口などを用いて、適宜医療圏へ案分することが考えられる。)

○同様にして、B県からA県へ流出している医療需要90のうち、調整の対象外として医療機関所在地である A県の医療需要となるのは、90−30−20−15=25と算出できる。

平成27年9月18日
厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

③ 協議を持ちかけられた場合は、調整の対象となる医療需要を算出し、協議を行う。

高度急性期			医療機関所在地									
			A県					B県				
			ア医療圏	イ医療圏	ウ医療圏	エ医療圏	オ医療圏	カ医療圏	キ医療圏	ク医療圏	ケ医療圏	コ医療圏
患者住所地	A県	ア医療圏	1000					20	※	0	0	0
		イ医療圏						15	※	0	0	0
		ウ医療圏						※	0	0	0	0
		エ医療圏						0	0	0	0	0
		オ医療圏						0	0	0	0	0
	B県	カ医療圏	30	15	0	0	0	800				
		キ医療圏	20	※	0	0	0					
		ク医療圏	※	0	0	0	0					
		ケ医療圏	※	0	0	0	0					
		コ医療圏	※	0	0	0	0					

（※は、地域医療構想策定支援ツールにおいて、非表示となっている10未満の医療需要を表す。）

協議を持ちかけられた場合、調整の対象
（期限までに調整できない場合、
A県の医療需要）

協議を持ちかけられた場合、調整の対象
（期限までに調整できない場合、
B県の医療需要）

○期限までに調整できなかった場合、調整の対象となっていた医療需要は、医療機関所在地の都道府県の医療需要となる。

○具体的には、B県からA県へ流出している医療需要のうち、カ医療圏からア医療圏へ流出している医療需要30、キ医療圏からア医療圏へ流出している医療需要20、カ医療圏からイ医療圏へ流出している医療需要15、合計65は、期限までに調整できない場合、A県の医療需要とする。

○同様にして、A県からB県へ流出している医療需要のうち、期限までに調整できない場合、調整の対象となっていた35はB県の医療需要とする。

※ 都道府県間の合意があれば、上記方法によらず、都道府県間の調整を行うことが可能。

2025年 4機能別医療需要（高知県）【高度急性期】

高知から流出している医療需要

単位：人／日

		医療機関所在地																																																
		自県																																																
		県 39：高知	01：北海道	02：青森県	03：岩手県	04：宮城県	06：山形県	07：福島県	08：茨城県	09：栃木県	10：群馬県	11：埼玉県	12：千葉県	13：東京都	県 14：神奈川	15：新潟県	16：富山県	17：石川県	18：福井県	19：山梨県	20：長野県	21：岐阜県	22：静岡県	23：愛知県	24：三重県	25：滋賀県	26：京都府	27：大阪府	28：兵庫県	29：奈良県	県 30：和歌山	31：鳥取県	32：島根県	33：岡山県	34：広島県	35：山口県	36：徳島県	37：香川県	38：愛媛県	40：福岡県	41：佐賀県	42：長崎県	43：熊本県	44：大分県	45：宮崎県	県 46：鹿児島	47：沖縄県	見える流出医療需要の合計	マスキングされている医療需要の合計	推計ツールによる医療機関所在地の医療需要の合計
患者住所地	自県 39:高知県	604.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.8	628.5

患者住所地		
自県	39:高知県	604.7
	01:北海道	0.0
	02:青森県	0.0
	03:岩手県	0.0
	04:宮城県	0.0
	06:山形県	0.0
	07:福島県	0.0
	08:茨城県	0.0
	09:栃木県	0.0
	10:群馬県	0.0
	11:埼玉県	0.0
	12:千葉県	0.0
	13:東京都	0.0
	14:神奈川県	0.0
	15:新潟県	0.0
	16:富山県	0.0
	17:石川県	0.0
	18:福井県	0.0
	19:山梨県	0.0
	20:長野県	0.0
	21:岐阜県	0.0
	22:静岡県	0.0
	23:愛知県	0.0
	24:三重県	0.0
	25:滋賀県	0.0
	26:京都府	0.0
	27:大阪府	0.0
	28:兵庫県	0.0
	29:奈良県	0.0
	30:和歌山県	0.0
	31:鳥取県	0.0
	32:島根県	0.0
	33:岡山県	0.0
	34:広島県	0.0
	35:山口県	0.0
	36:徳島県	0.0
	37:香川県	0.0
	38:愛媛県	0.0
	40:福岡県	0.0
	41:佐賀県	0.0
	42:長崎県	0.0
	43:熊本県	0.0
	44:大分県	0.0
	45:宮崎県	0.0
	46:鹿児島県	0.0
	47:沖縄県	0.0
	見える流入医療需要の合計	0.0
	マスキングされている医療需要の合計	3.2
	推計ツールによる医療機関所在地の医療需要の合計	607.9

高度急性期の医療需要

=607.9

（都道府県間調整なし）

「白抜きゼロ」は
医療需要なし

「色つきゼロ」は
医療需要10未満

高知へ流入している医療需要

2025年 4機能別医療需要（高知県）【急性期】

高知から流出している医療需要

単位：人／日

患者住所地	医療機関所在地：自県 39：高知県	01：北海道	02：青森県	03：岩手県	04：宮城県	06：山形県	07：福島県	08：茨城県	09：栃木県	10：群馬県	11：埼玉県	12：千葉県	13：東京都	14：神奈川県	15：新潟県	16：富山県	17：石川県	18：福井県	19：山梨県	20：長野県	21：岐阜県	22：静岡県	23：愛知県	24：三重県	25：滋賀県	26：京都府	27：大阪府	28：兵庫県	29：奈良県	30：和歌山県	31：鳥取県	32：島根県	33：岡山県	34：広島県	35：山口県	36：徳島県	37：香川県	38：愛媛県	40：福岡県	41：佐賀県	42：長崎県	43：熊本県	44：大分県	45：宮崎県	46：鹿児島県	47：沖縄県	見える流出医療需要の合計	マスキングされている流出医療需要の合計	推計ツールによる患者住所地の医療需要の合計
自県	39:高知県	2,182.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.3	30.0	2,229.0
	01:北海道	0.0																																																
	02:青森県	0.0																																																
	03:岩手県	0.0																																																
	04:宮城県	0.0																																																
	06:山形県	0.0																																																
	07:福島県	0.0																																																
	08:茨城県	0.0																																																
	09:栃木県	0.0																																																
	10:群馬県	0.0																																																
	11:埼玉県	0.0																																																
	12:千葉県	0.0																																																
	13:東京都	0.0																																																
	14:神奈川県	0.0																																																
	15:新潟県	0.0																																																
	16:富山県	0.0																																																
	17:石川県	0.0																																																
	18:福井県	0.0																																																
	19:山梨県	0.0																																																
	20:長野県	0.0																																																
	21:岐阜県	0.0																																																
	22:静岡県	0.0																																																
	23:愛知県	0.0																																																
	24:三重県	0.0																																																
	25:滋賀県	0.0																																																
	26:京都府	0.0																																																
	27:大阪府	0.0																																																
	28:兵庫県	0.0																																																
	29:奈良県	0.0																																																
	30:和歌山県	0.0																																																
	31:鳥取県	0.0																																																
	32:島根県	0.0																																																
	33:岡山県	0.0																																																
	34:広島県	0.0																																																
	35:山口県	0.0																																																
	36:徳島県	0.0																																																
	37:香川県	0.0																																																
	38:愛媛県	0.0																																																
	40:福岡県	0.0																																																
	41:佐賀県	0.0																																																
	42:長崎県	0.0																																																
	43:熊本県	0.0																																																
	44:大分県	0.0																																																
	45:宮崎県	0.0																																																
	46:鹿児島県	0.0																																																
	47:沖縄県	0.0																																																

急性期の医療需要

＝**2219.3**

（都道府県間調整なし）

	3901:安芸	3902:中央	3903:高幡	3904:幡多	3801:宇摩	3802:新居浜・西条	3803:今治	3804:松山	3805:八幡浜・大洲	3806:宇和島
3901:安芸	67.1	79.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3902:中央	0.0	1,587.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3903:高幡	0.0	84.6	114.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3904:幡多	0.0	33.9	0.0	204.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3801:宇摩	0.0	0.0	0.0	0.0						
3802:新居浜・西条	0.0	0.0	0.0	0.0						
3803:今治	0.0	0.0	0.0	0.0						
3804:松山	0.0	0.0	0.0	0.0						
3805:八幡浜・大洲	0.0	0.0	0.0	0.0						
3806:宇和島	0.0	0.0	0.0	0.0						

高知へ流入している医療需要

見える流入医療需要の合計	0.0
マスキングされている医療需要の合計	36.7
推計ツールによる医療機関所在地の医療需要の合計	2,219.3

高知から流出している医療需要

単位：人／日

患者住所地	医療機関所在地 自県 39：高知県	01：北海道	02：青森県	03：岩手県	04：宮城県	06：山形県	07：福島県	08：茨城県	09：栃木県	10：群馬県	11：埼玉県	12：千葉県	13：東京都	14：神奈川県	15：新潟県	16：富山県	17：石川県	18：福井県	20：長野県	21：岐阜県	22：静岡県	23：愛知県	24：三重県	25：滋賀県	26：京都府	27：大阪府	28：兵庫県	29：奈良県	30：和歌山県	31：鳥取県	32：島根県	33：岡山県	34：広島県	35：山口県	36：徳島県	37：香川県	38：愛媛県	40：福岡県	41：佐賀県	42：長崎県	43：熊本県	44：大分県	45：宮崎県	46：鹿児島県	47：沖縄県	見える流出医療需要の合計	マスキングされている流出医療需要の合計	推計患者住所地ツールによる医療需要の合計
自県	2,907.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.2	0.0	16.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.6	1.6	2,936.4

患者住所地	39：高知県
01:北海道	0.0
02:青森県	0.0
03:岩手県	0.0
04:宮城県	0.0
06:山形県	0.0
07:福島県	0.0
08:茨城県	0.0
09:栃木県	0.0
10:群馬県	0.0
11:埼玉県	0.0
12:千葉県	0.0
13:東京都	19.5
14:神奈川県	0.0
15:新潟県	0.0
16:富山県	0.0
17:石川県	0.0
18:福井県	0.0
19:山梨県	0.0
20:長野県	0.0
21:岐阜県	0.0
22:静岡県	0.0
23:愛知県	0.0
24:三重県	0.0
25:滋賀県	0.0
26:京都府	0.0
27:大阪府	0.0
28:兵庫県	0.0
29:奈良県	0.0
30:和歌山県	0.0
31:鳥取県	0.0
32:島根県	0.0
33:岡山県	0.0
34:広島県	0.0
35:山口県	0.0
36:徳島県	0.0
37:香川県	0.0
38:愛媛県	15.8
40:福岡県	0.0
41:佐賀県	0.0
42:長崎県	0.0
43:熊本県	0.0
44:大分県	0.0
45:宮崎県	0.0
46:鹿児島県	0.0
47:沖縄県	0.0
見える流入医療需要の合計	35.4
マスキングされている医療需要の合計	20.1
推計ツールによる医療機関所在地の医療需要の合計	2,962.6

回復期の医療需要

= **2962.6**

（うち、**区西部10.1の流入分のみ協議対象**）

	3901：安芸	3902：中央	3903：高幡	3904：幡多	1301：区中央部	1302：区南部	1303：区西南部	1304：区西部	1305：区西北部	1306：区東北部	1307：区東部	1308：西多摩	1309：南多摩	1310：北多摩西部	1311：北多摩南部	1312：北多摩北部	3601：東部	3603：南部	3605：西部	3801：宇摩	3802：新居浜・西条	3803：今治	3804：松山	3805：八幡浜・大洲	3806：宇和島
3901:安芸	123.7	105.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3902:中央	0.0	2,112.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3903:高幡	0.0	102.7	145.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3904:幡多	0.0	37.0	0.0	269.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1301:区中央部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1302:区南部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1303:区西南部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1304:区西部	0.0	10.1	0.0	0.0																					
1305:区西北部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1306:区東北部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1307:区東部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1308:西多摩	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1309:南多摩	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1310:北多摩西部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1311:北多摩南部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
1312:北多摩北部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
3601:東部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
3603:南部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
3605:西部	0.0	0.0	0.0	0.0																					
3801:宇摩	0.0	0.0	0.0	0.0																					
3802:新居浜・西条	0.0	0.0	0.0	0.0																					
3803:今治	0.0	0.0	0.0	0.0																					
3804:松山	0.0	0.0	0.0	0.0																					
3805:八幡浜・大洲	0.0	0.0	0.0	0.0																					
3806:宇和島	0.0	0.0	0.0	0.0																					

高知へ流入している医療需要

2025年 4機能別医療需要（高知県）【慢性期（パターンB）】

高知から流出している医療需要

単位：人／日

患者住所地	医療機関所在地：自県 39：高知県	01：北海道	02：青森県	03：岩手県	04：宮城県	06：山形県	07：福島県	08：茨城県	09：栃木県	10：群馬県	11：埼玉県	12：千葉県	13：東京都	14：神奈川県	15：新潟県	16：富山県	17：石川県	18：福井県	19：山梨県	20：長野県	21：岐阜県	22：静岡県	23：愛知県	24：三重県	25：滋賀県	26：京都府	27：大阪府	28：兵庫県	29：奈良県	30：和歌山県	31：鳥取県	32：島根県	33：岡山県	34：広島県	35：山口県	36：徳島県	37：香川県	38：愛媛県	40：福岡県	41：佐賀県	42：長崎県	43：熊本県	44：大分県	45：宮崎県	46：鹿児島県	47：沖縄県	見える流入医療需要の合計	マスキングされている医療需要の合計	推計ツールによる患者住所地の医療需要合計
自県	39:高知県	2,912.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.5	2,936.4

高知から流出している医療需要

慢性期Ｂの医療需要

＝**2953.1**

（都道府県間調整なし）

	3901：安芸	3902：中央	3903：高幡	3904：幡多	3801：宇摩	3802：新居浜・西条	3803：今治	3804：松山	3805：八幡浜・大洲	3806：宇和島
3901:安芸	84.8	81.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3902:中央	0.0	2,283.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3903:高幡	0.0	66.9	108.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3904:幡多	0.0	18.2	0.0	254.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3801:宇摩	0.0	0.0	0.0	0.0						
3802:新居浜・西条	0.0	0.0	0.0	0.0						
3803:今治	0.0	0.0	0.0	0.0						
3804:松山	0.0	0.0	0.0	0.0						
3805:八幡浜・大洲	0.0	0.0	0.0	0.0						
3806:宇和島	0.0	0.0	0.0	0.0						

高知へ流入している医療需要

01:北海道	0.0
02:青森県	0.0
03:岩手県	0.0
04:宮城県	0.0
06:山形県	0.0
07:福島県	0.0
08:茨城県	0.0
09:栃木県	0.0
10:群馬県	0.0
11:埼玉県	0.0
12:千葉県	0.0
13:東京都	0.0
14:神奈川県	0.0
15:新潟県	0.0
16:富山県	0.0
17:石川県	0.0
18:福井県	0.0
19:山梨県	0.0
20:長野県	0.0
21:岐阜県	0.0
22:静岡県	0.0
23:愛知県	0.0
24:三重県	0.0
25:滋賀県	0.0
26:京都府	0.0
27:大阪府	0.0
28:兵庫県	0.0
29:奈良県	0.0
30:和歌山県	0.0
31:鳥取県	0.0
32:島根県	0.0
33:岡山県	0.0
34:広島県	0.0
35:山口県	0.0
36:徳島県	0.0
37:香川県	0.0
38:愛媛県	13.8
40:福岡県	0.0
41:佐賀県	0.0
42:長崎県	0.0
43:熊本県	0.0
44:大分県	0.0
45:宮崎県	0.0
46:鹿児島県	0.0
47:沖縄県	0.0
見える流入医療需要の合計	13.8
マスキングされている医療需要の合計	26.4
推計ツールによる医療機関所在地の医療需要の合計	2,953.1

高知へ流入している医療需要

高知へ流入している医療需要